

女子政社並政談集會參加制限撤廢運動

一 運動ノ經過並其ノ方法

女子ノ政社加入政談集會ノ會同及其ノ發起人タルコトヲ禁シタルハ明治二十年七月法律第五三號集會及政社法ニ始マリ(明治十三年布告集會條例ニハ別段ノ規定ナシ)其ノ以前ニ於テハ問題視スルノ要ナカリシモノノ如カリシカ前記法律實施以來早クモ一部人士間ニ其ノ得失ヲ論議セラレ貴衆兩院議員ヲ通シテ之カ撤廢運動ヲ試ムル者ヲ生シ同年十一月以來同法改正案ハ屢々衆議院ニ現ハレ累年同院ニ於テハ其ノ撤去ヲ議決シタルモ常ニ貴族院ニ於テ否決スルヲ常トセリ

而シテ明治三十三年三月法律第三十六號治安警察法ノ實施セラルルヤ同年ノ議會ニ採擇ヲ得ルヘク今井歌子外四百五十九名ヨリ成ル請願書ヲ貴衆兩院ニ提出シタル以來每議會前必ス之カ撤廢ニ關スル請願書ヲ提出スルヲ常トセリ然レトモ其ノ運動ノ方法ハ請願其ノ他貴衆兩院議員ヲ通シテ目的ヲ貫徹セントスル以外ニ出ツルコトナク時ニ婦人團體中一二ノ團體ハ不公開ノ席上ニ於テ之カ撤廢ヲ叫フ者アリ亦一般公開ノ席上ニ於テモ治安警察法ノ撤廢及其ノ改正ヲ論議セラルル際他ノ問題ト併セテ之カ撤廢ニ論及スル程度ニ出テサリキ蓋シ政談集會參加禁止ノ現在ノ制度ニ於テハ他ニ運動方法ニ出ツルヲ得サルカ爲ナルヘシ

二 請願ノ要旨

婦人ノ家庭のニ將又社會のニ政治的思想ヲ必要トスルハ現時ノ趨勢ナリ然ルニ婦人

ヲシテ一面自由ニ諸新聞及雜誌ノ政治記事政論等ヲ讀マシメ貴衆兩院ノ傍聴ヲ爲サシメ他面政治結社ニ加入スルヲ禁シ政談集會ニ會同シ若ハ發起人タルコトヲ禁スル現行諸制度ハ矛盾甚タシト謂ハサルヘカラス依テ治安警察法第五條中五女子ヲ削除シ又ハ同條第二項中女子及ヲ削除セラレタシ

三 贊否兩要旨

(1) 贊成論

- (イ) 異性ナルカ故ニ政社加入政談集會參加ノ自由ヲ制限スルハ不合理ナリ
- (ロ) 政事の智識ヲ缺ク婦人ハ妻トシテ母トシテ社會の使命ヲ完フセシメントスル所以ニアラス
- (ハ) 職業婦人ヲ要求スル現代社會ニ於テ婦人ノ政治の知識ヲ必要トスルハ男子ト異ナシ
- (ニ) 現在ノ日本婦人ハ政治的ニ無知ナリトスルニ不拘其ノ能力ヲ増進スル方法ヲ阻止スルハ矛盾ナリ
- (ホ) 婦人參政權ハ普通選舉制ノ世界の大勢ニ依リ根本的ニ解決セラレントスルニ當リ今尙其ノ智識ノ修得ノ機會ヲスラ禁止制限スルハ他日ニ悔ヲ追スモノト云フヘシ
- (ヘ) 新聞雜誌其ノ他貴衆兩院ノ傍聴等ニ於テ政治論及政治ノ實際ヲ見聞セシメ居ルニ不拘獨リ政社及集會參加ノミヲ禁スルハ無意義ナリ
- (ト) 現代ノ婦人ノ教育ハ異常ノ進歩ヲ來シ其ノ思想ニ於テモ向上シテ政治ニ參與セ

シムルニ充分ナル者多數アリ此ノ時ニ當リ政治運動參加ヲ阻止スルハ不合理ナリ

- (チ) 婦人ヲ家庭ノミノ者トシ高等家婢視スル時代ハ既ニ經過セリ假令今尙女子ノ天分カ家庭ノ經理子女教養ニアリトノ斷定ニ從フトスルモ妻トシ母トシ尙(ロ)ノ必要アルヤ論ナシ
- (リ) 政談集會等ヲ禁止スルモ其ノ場屋ノ模様ニヨリ禁セサルト同様ノ狀況ニアルハ地方ノ實際ナリ

(2) 反對論

- (イ) 婦人ノ社會の任務ハ生理的ニ男子ト異ル婦人ヲシテ政治運動ニ參加セシムルハ男子ヲシテ家政保養ヲ兼ネシムルニ似タリ文化ノ促進ヲ期シ得ヘカラス
- (ロ) 我國特有ノ家族制度ヲ破壊スルモノニシテ國家ノ發進ヲ阻害スルニ至ルヘシ
- (ハ) 我國ノ女子ハ男子ニ比シ意志弱ク其ノ能力ニ於テモ及ハサルコト遠シ殊ニ感情ニ動キ易キヲ以テ不利益ヲ蒙ムルコト多カルヘク寧ロ直接政治運動ニ參加セシメス強テ政治上ノ知識ヲ必要トセハ他ノ方法ヲ探ルモ支障アルナシ
- (ニ) 我國ノ法制ニ於テハ女子ニ關スル制限ヲ附シタルモノ頗ル多シ特ニ民法ニ於テ妻ノ能力ヲ制限シタル顯著ナル根本條項アリ獨リ本制限ノミ撤去スルモ其ノ目的ヲ達シ得ルモノニアラス而カモ現在諸制度ヲ根本的ニ變改セントスルハ不可能ノ事ニ屬ス
- (ホ) 人心昂奮シ易キ政談集會ニ女子ヲ混入スルハ集會自體ヲ狂激ニ導ク惧アリ女子ニ危害ヲ及ホスコトナシトセス

- (ヘ)政治上ノ知識ヲ修得スルト其ノ運動トハ根本的ニ其ノ性質ヲ異ニス政社加入政治集會參加ハ政治上ノ知識ヲ修得スルヲ阻ムニアラス其ノ運動ニ參加スルノ弊害ヲ論スルニアリ
- (ト)歐米諸國ト雖モ婦人ニ政治運動ヲ爲サシムルノ可否ニ就テハ今尙議論ノ存スル所ニシテ可トスル議論ニ一致シ居ルニアラス況ンヤ特有ノ沿革ヲ有スル我國ニ於テオヤ
- (チ)地方政談集會ニ於テ場屋ノ關係上集會ニ參加スルト同様ナリト稱スルモ婦人ニ政治運動ヲ禁スルハ政治上ノ知識ノ修得ヲ阻止スル爲メニアラス其ノ主タル目的ハ他ニ存ス殊ニ偶々隣室ニ於テ之ヲ聴取シタリトテ一般禁止解除ノ理由トナラス

四 政府ノ意見(四十四議會及四十五議會)

- (1)第五條第一項中「女子」ヲ削ルコトニ關シテハ反對
- (2)第五條第二項中「女子」及「ヲ削ルコト」ハ贊成
- (3)理由

- (1)女子カ政社ニ加入スルヲ非トスルハ團體ニ羈束力アルト繼續的性質アルニ依ル家族制度ニ背反スルト現在ノ婦人ノ政治的智識低キトニ鑑ミ害アリテ益ナシ之ヲ解放スルハ時期尙早ナリ
- (2)女子カ政治集會ニ參加スルハ一時的ニシテ結社ノ如ク羈絆ヲ受クヘキ事情ナク寧ロ之ヲ解放シテ妻トシテ母トシテ廣ク知識ヲ修得セシムル機會ヲ得セシムル

ヲ至當トス

五 結果

第四十五議會ニ於テ議員ノ提出ニ係ル治安警察法改正案中左記(2)ノミヲ改正スルコトニ修正可決シ本年四月十九日ヨリ實施セリ

- (1)第五條第一項中「女子」ヲ削ルコトハ委員會ニ於テ修正改正案ヨリ削除セラレ
- (2)第五條第二項中「女子」及「ヲ削ルコト」ハ可決

六 解禁後ノ政談集會ニ於ケル女子會同ノ狀況

政治集會會同ノ自由ヲ得タル女子ハ其ノ集會ノ都度多數ノ會同者アルヘシト豫想シタル者ナキニシモアラサリシカ事實ハ之レニ反シ解禁當時ノ報告の集會ヲ除キ一集會ニ於テ最も多キモ十ヲ出ツルコトハ其ノ例稀ニシテ女子ノ會同者アル場合ニ於テモ二三名ニ過キサリヲ常トシ其ノ多クノ集會ハ解禁前ト異ナラス女子ノ入場者ナシ要スルニ政社加入禁止ヲ解クモ之レト同様ノ現象ヲ觀ルニアラスヤト認メラレ少數ノ新婦人ハ別問題トシ我國婦人ノ政治ニ興味ヲ有セサルコトヲ證スルニ足ル